



# 放置禁止区域の指定・有料化を実施します！

◆ 放置禁止区域指定・拡大及び有料化の実施時期  
令和6年3月1日

◆ 放置禁止区域の範囲は？  
上前津駅、丸の内駅、久屋大通駅周辺を指定・拡大

(裏面別図参照)  
◆ 放置禁止区域の指定・拡大がされると？  
区域内に自転車等を放置すると即時撤去の対象となります。

※放置とは、自転車等の利用者が自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいいます。

◆ 撤去されたいめには？  
道路上に設置された有料駐輪場もしくは施設(民地内)に設置された駐輪場を利用してください。  
◆ 撤去された自転車等の引き取りは？  
保管場所(栄・六反)に搬入。手数料を支払い、引き取り。  
手数料は、自転車3,500円、原動機付自転車5,000円。  
(50cc以下)

駐輪場の場所・料金などの詳細については  
後日、チラシや市HP等でお知らせします→



対策の効果イメージ



対策前



対策後